

釜石市産野生わらびの台帳記載にあたっての留意事項

- 1 この台帳は、釜石市産野生わらびを生産・集荷し、市場・小売店等に出荷する方が作成します。
- 2 多数の組合員がいる産直などにおいては、産直で、台帳、生産者情報、管理簿の作成や届出書の提出をしてください。
- 3 産直で販売するほか、自ら無人販売所などで直接販売する方においては、産直での届出とは別に、販売する人が台帳の作成や届出が必要となります。
- 4 **必ず毎年初回の出荷前に**各集出荷団体、産直単位で**事前に放射性物質濃度検査**を受けていただきます。また、個人生産者につきましても、個人ごとに検査を受けていただきます。検査対象については、下記図を参考にしてください。

【検査が必要な集出荷者等について】

